

越 監 公 表 第 8 号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、市長から平成28年度包括外部監査の結果に基づく措置状況の通知があったので、次のとおり公表する。

平成30年7月11日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 竹 岡 善 幸

越谷市監査委員 金 井 直 樹

越谷市監査委員 大 野 保 司

平成28年度包括外部監査結果に基づき講じた措置状況

○平成30年4月1日現在

1. 包括外部監査契約期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日
2. 越谷市包括外部監査人 和田 正夫（公認会計士）
3. 特定の事件（テーマ）名 越谷市立病院の財務事務の執行及び事業の管理について
4. 監査対象課 庶務課、医事課
5. 監査結果での指摘事項 36件（監査の結果16件、意見20件）
6. 指摘事項と講じた措置状況 表のとおり

（1）表中の凡例

頁▶【平成28年度越谷市包括外部監査報告書】の中で包括外部監査人が指摘した内容が記述されているページ

（2）表の【指摘区分】欄に掲げた用語の意味

- 監査の結果**▶包括外部監査の結果を示したもの
- 意見**▶包括外部監査の結果に基づいて市の組織及び運営の合理化に資するために添えられた意見

（3）表の【措置状況】欄に掲げた用語の意味

- 改善済**▶包括外部監査人から指摘された内容に沿うよう改めたもの又は改めたと見なせるもの
- 改善中**▶包括外部監査人から指摘された内容に沿うよう改めている途中のもの
- 検討中**▶包括外部監査人から指摘された内容について検討中のもの
- 現状維持**▶包括外部監査人から指摘された内容について現状のままとしたもの

平成28年度包括外部監査結果に基づく措置

(選定した特定の事件名 :越谷市立病院の財務事務の執行及び事業の管理について)

1. 「監査の結果」の一覧表

頁	指摘項目	結果と意見の別	結果又は意見の内容	措置等の内容	措置状況
2. 収入事務					
140	(1) 診療報酬請求業務 (P53)	【監査の結果1】 再請求予定のレセプトに関する 決算処理	現状、レセプトが返戻されると当該医業収益を取消し、再請求がなされた時点で再度未収金と医業収益を計上している。 しかし、再請求予定のレセプトについては、返戻時点でその債権が消滅するわけではないため、再請求予定のレセプトについては、返戻時に医業収益を減額する処理を行うべきではない。	平成29年度から、再請求予定レセプトについては、返戻時に医業収益を減額しない処理にしました。	改善済
140	(1) 診療報酬請求業務 (P53)	【監査の結果2】 保険未確定のレセプトに関する 決算処理	当年度に実施された診療行為につき、決算時点で保険未確定のレセプトがある場合、1点当たり10円未満の金額で請求額が確定することはない。したがって、請求額が未確定のレセプトであっても、当年度に実施された診療行為については、当該年度の決算において保守的に1点10円で計算し、未収金と医業収益を計上すべきである。	平成28年度決算から、決算時点で保険未確定のレセプト分については、1点10円で計算し、未収金と医業収益を計上しました。	改善済

頁	指摘項目	結果と意見の別	結果又は意見の内容	措置等の内容	措置状況
140	(2)未収金 (患者自己負担分未収金等)管理 (P56)	【監査の結果3】 納期延長手続の不備	越谷市立病院専決規程別表第4(第3条関係)によると、診療費の納期延長の決定は、事務部長が決裁することとなっているにもかかわらず、事実上、患者が「病院診療費等納期延長(分割納付)申請書」を記載することをもって納期延長が決定されてしまっている。患者が記載した「病院診療費等納期延長(分割納付)申請書」は、事務部長が適切に審査した上で納期延長の可否を判断する運用に改めるべきである。	平成29年2月から納期運用手続の流れについて手順書を作成し、運用を改善しました。	改善済
140	(2)未収金 (患者自己負担分未収金等)管理 (P57)	【監査の結果4】 市長公印の押印手続の不備	あらかじめ「病院診療費等納期延長(分割納付)決定通知書」に市長公印を押印するという現在の運用は不適切である。 患者が窓口で記載した申請書の内容を適切な決裁権者が慎重に吟味した上で、市長公印を押印し、その後患者に「病院診療費等納期延長(分割納付)決定通知書」を送付する運用に改めるべきである。	平成29年2月から市長公印の押印を決裁後とし運用を改善しました。	改善済
140	(2)未収金 (患者自己負担分未収金等)管理 (P60)	【監査の結果5】 貸倒引当金の設定に関する規程等の整備	現状、未収金に対する貸倒引当金の設定は、未収金に対して一律に見積もった貸倒実績率を乗じて算定されており、指針及びQ&Aに即した算定とはなっていない。 法律事務所に回収業務を委託した債権も含め、病院の債権回収活動の過程で、他の債権より明らかに貸倒リスクが高くなったと言える債権については、個別に回収可能性を検証し、引当金を設定するよう規程等の整備を行うことが必要である。	自己破産など明らかに回収が見込めない債権については、他の一般債権とは別に、案件ごとに債権金額を引き当てるように運用を変更しました。	改善済

頁	指摘項目	結果と意見の別	結果又は意見の内容	措置等の内容	措置状況
4. 契約事務					
140	(1) 契約全般(P80)	【監査の結果6】 一般競争入札の実施	市立病院の契約締結に当たり、一般競争入札は行っていない。業務の特殊性を考えると指名競争入札でやむを得ないものもあるが、透明性、競争性、公平性、経済性を確保するために高額な契約や長期継続契約などには一般競争入札を導入すべきである。 なお、市は「越谷市建設工事等一般競争入札実施要綱」により、一般競争入札を限定しているため、この実施要綱を見直すか、新たな一般競争入札に関する要綱を制定することが必要である。	一般競争入札は、最も公平かつ透明性や経済性を確保できる方法ですが、一方で、不良・不適格業者の参入により、業務の適正な履行が阻害される恐れなどの課題も指摘されています。そのため、市では、一般競争入札の対象を、一定金額以上の建設工事などに限定しており、その他の案件の競争入札は、全て指名競争入札としているところです。 市立病院についても、一般競争入札の実施により、同様の弊害が生じる恐れがあるため、当面は現行の運用を継続します。	現状維持
141	(2) 市立病院の契約に関する条例及び規則等(P85)	【監査の結果7】 越谷市立病院専決規程の別表の見直し	越谷市立病院専決規程は、昭和52年4月から適用して以来、毎年改正されている。しかしながら、一部組織変更に伴う修正が行われておらず、改正後の規定と整合性が取れていない部分がある(例、別表第4 事務部専決事項 第27項第28項と第52項(1)(2))。全体の整合性や内容について見直す必要がある。	該当部分の規定を改定しました。	改善済
141	(2) 市立病院の契約に関する条例及び規則等(P86)	【監査の結果8】 物品及び役務等検査事務取扱に関する要綱等の整備	越谷市立病院専決規程 別表第4 事務部門専決事項 第53項(3)に規定する物品購入及び印刷製本に関する検査検収の規定が専決規程に見当たらない。専決規程を制定する必要がある。また、市が制定している「物品及び役務等検査事務取扱要領」に該当する要綱等を制定する必要がある。	「越谷市物品及び役務等検査事務取扱要綱」の「課所」に事務部庶務課・医事課を追加し、平成30年4月1日付で施行されました。	改善済

頁	指摘項目	結果と意見の別	結果又は意見の内容	措置等の内容	措置状況
141	(6)業務委託契約 (P100)	【監査の結果9】 指名競争入札における指名業者の選定	指名競争入札の際に指名する業者の数は、「越谷市物品購入等指名業者選定要綱」に規定しており、市立病院の指名業者数も当該要綱に規定する業者数にほぼ近いものである。 数多くある登録業者のなかから指名業者として選定した過程が明確ではないので、選定過程を議事録などで明確にし、登録業者間の公平性を確保する必要がある。	選定理由を議事録に記載することとしました。	改善済
5. 資産関係					
141	(1)有形固定資産管理 (P110)	【監査の結果 10】 固定資産の除却処理	市立病院設立当初の固定資産から器械備品 52 件を抽出し現物の所在について視察した。その結果、8 件が所在不明となっていた。廃棄漏れの可能性が高い。 正しい損益を計算する上で、現物がないものについては、早急に固定資産台帳に反映し、会計上、除却処理を行う必要がある。	該当の8件については、平成28年度に除却処理を行いました。	改善済
141	(1)有形固定資産管理 (P110)	【監査の結果 11】 固定資産の現物確認	市立病院では、監査委員の定期監査以外では、定期的に固定資産の現物と台帳の照合を行っていない。一度に全ての固定資産の現物を確認することは不可能であるため、設置場所や診療科ごとに現物を確認するなど、時期や方法を検討して実施すべきである。	平成 29 年度中に昭和 50 から 63 年度までに取得した 591 件について、現在も使用中となっていることから各管理部門に現物確認を依頼する。その後は取得年度や保管部門に分け計画的に現物確認を実施します。	改善中

頁	指摘項目	結果と意見の別	結果又は意見の内容	措置等の内容	措置状況
7. 会計関係					
141	(3) 監査の結論 (P126)	【監査の結果 12】 長期前受金の会計処理	長期前受金の取崩の会計処理に当たっては、長期前受金から直接減額するのではなく、『長期前受金戻入』の相手勘定として『長期前受金収益化累計額』を用いて処理すべきであり、当期以前の処理も含め検討する必要がある。	平成 29 年度決算処理にて、修正しました。	改善済
141	(3) 監査の結論 (P127)	【監査の結果 13】 貸倒引当金の実績率を用いた計上	市立病院では、貸倒引当金を計算する際に、貸倒実績率に一部推定額及び推定貸倒率を用いて貸倒引当金を算定している。貸倒引当金の計上については、現状、適切に計上されていると考えられるが、決算の際は、貸倒実績率に基づき貸倒引当金を計上する必要がある。	平成 28 年度決算より貸倒実績率に基づき貸倒引当金を計上するように変更しました。	改善済
141	(3) 監査の結論 (P128)	【監査の結果 14】 賞与引当金の計上不足	平成 27 年度決算において、賞与引当金が 160,000 千円しか計上されておらず、賞与の実際支給額 (496,855 千円) から算定される賞与引当金相当額 (331,237 千円) に比べ、171,237 千円の賞与引当金が不足している。 過去 3 年間の賞与の実際支給額は微増ではあるが大きな変動はない。少なくとも、過去の支給実績を考慮して、賞与引当金計上額を予算に計上し、賞与引当金を計上すべきである。	平成 29 年度当初予算から、賞与引当金の計上不足を解消しました。	改善済
142	(3) 監査の結論 (P129)	【監査の結果 15】 キャッシュ・フロー計算書の作成方法	①固定資産に関する未払金の調整に関しては、投資活動によるキャッシュ・フローに計上すべきである。 ②固定資産除却損は、投資活動のキャッシュ・フロー調整されていたが、業務活動のキャッシュ・フローで調整すべきである。	平成 29 年度当初予算から、キャッシュ・フロー計算書を作成しました。	改善済
142	(3) 監査の結論 (P130)	【監査の結果 16】 たな卸資産の評価方法の記載	市立病院では、たな卸資産の評価方法として先入先出法を採用しており、財務諸表の重要な会計方針の記載と食い違っている。たな卸資産の評価方法として「先入先出法」と記載すべきである。	平成 29 年度当初予算から、たな卸資産の評価方法として「先入先出法」と記載しました。	改善済

2.「意見」の一覧表

頁	指摘項目	結果と意見の別	結果又は意見の内容	措置等の内容	措置状況
1. 全般					
142	(4)平成 28 年度からの中期経営計画(P38)	【意見1】具体的な行動目標の設定	<p>平成 28 年度からの中期経営計画においては、取組むべき課題は示されている。しかし、その課題を達成するための具体的な目標設定は各部署によって相違が見られる。</p> <p>中期経営計画の目標を達成するためには、病院全体の目標を各部署の具体的な行動目標に落とし込んで、それをPDCAサイクルで管理することが望ましい。</p> <p>中期経営計画を具体的な行動目標に落とし込み、事務部庶務課で進捗管理を行うことが望ましい。</p>	<p>中期経営計画に掲げられた、「収益確保対策」「費用削減対策」「医療の質の向上・患者サービスの向上」「管理運営体制の強化」の4つの柱である目標を達成させるため、年度毎に具体的な施策の進捗管理を行いました。</p>	改善済
142	(9)一般会計繰入金の検討(P49)	【意見2】繰入金の算定方法	<p>市立病院では、一般会計繰入金の積算を、診療科ごとの見積もり額を積み上げた値によっている。本来は、診療科ごとの部門別損益計算を行い、当該数値に基づき繰入金を算定することが望ましい。</p> <p>診療科別損益計算の結果に基づいて、一般会計繰入金の算定基準を精緻化することが求められる。</p>	<p>診療科別の損益計算に基づき積算します。</p>	改善済

頁	指摘項目	結果と意見の別	結果又は意見の内容	措置等の内容	措置状況
2. 収入事務					
142	(2)未収金 (患者自己負担分未収金等)管理 (P58)	【意見3】法的措置	市立病院の未収金について、資力があるにもかかわらず度重なる督促に対して支払わない債務者に対しては、正当な理由がない限り地方自治法施行令に則り法的措置を取ることが検討されたい。	現状においても法的措置を含めて、個人情報を取得できる法律事務所に委託し判断しております。今後も法律事務所からの調査情報に基づき債務者の資力等状況により法的措置を判断していきます。	現状維持
142	(2)未収金 (患者自己負担分未収金等)管理 (P60)	【意見4】不納欠損処理を適用するための規程等の整備	現状では、未収金を3年で不納欠損処理した後も入金されるケースが存在する。したがって、一定の金額以上のものについては、3年より長い期間(例えば5年間)回収努力を継続した上で、それでも回収の可能性が限りなくゼロに近いと思われる債権については、たとえ消滅時効の援用が完成しなくとも、不納欠損処理を行うなどのより実態に即した規程等の整備を行う必要がある。	越谷市立病院の診療費等に関する条例の規定に従った処理をします。 引き続き、必要な措置を講じるなどして、債権の保全・回収に努めます。	現状維持
142	(2)未収金 (患者自己負担分未収金等)管理 (P61)	【意見5】高額な未収金の管理	高額な未収金の貸倒リスクを回避するために、早い時期(例えば発生から1か月以内)から漏れなく医事課職員が回収業務に関与するような業務設計と運用が今後行われるよう、検討された。	平成29年2月から、未収金整理表を作成後、速やかに医事担当者に報告するように運用を改善しました。	改善済

頁	指摘項目	結果と意見の別	結果又は意見の内容	措置等の内容	措置状況
143	(3)その他の収入 (P65)	【意見6】配分基礎額と異なる研究費予算配分	現状、治験収入に応じた各科への研究費の配分基礎額と実際の配分額に差異が発生している。実態に合わせて越谷市立病院受託研究費取扱細則を計算上の配分額を上限とする旨の文言に改訂し、越谷市立病院受託研究費取扱細則に沿った処理と予算配分が行われるべきである。	細則を改定しました。	改善済
143	(3)その他の収入 (P67)	【意見7】内税扱いとしている消費税に関する対応	消費税は、受益者負担が原則であり、外税扱いによる消費税課税を検討されたい。	適切な時期に、外税表示を検討します。	検討中
3. 労務管理					
143	(3)勤怠管理 (P73)	【意見8】特定の職員への業務の集中	毎年 600 時間前後の超過勤務者がいることや超過勤務者リストに3年連続で対象となっている職員もいる点は改善すべき余地があると考えられる。特定の職員に業務が偏らないような業務分担の見直しや後進の育成等抜本的な対策を取ることが望まれる。	非常勤・臨時職員の時差出勤を開始するとともに、業務の一部を SPD (院内物流管理システム) に委託することで業務量を軽減し、超過勤務の減少に向けて改善を図りました。	改善済
143	(6)職員満足度 (P75)	【意見9】職員満足度調査の実施	職員に対してより良い労働環境を提供することにより、結果として患者サービスが向上することになる。 職員一人一人の意見を吸い上げる仕組みを構築することが望まれる。例えば、年に一度全職員を対象に職員満足度調査を実施することも一案と考える。	職員満足度調査の実施に向けて、検討中です。	検討中

頁	指摘項目	結果と意見の別	結果又は意見の内容	措置等の内容	措置状況
4. 契約事務					
143	(2)市立病院の契約に関する条例及び規則等(P86)	【意見10】越谷市立病院専決規程に規定する委託業務基準	越谷市立病院専決事項 別表第4 事務部専決事項 第51項 委託業務に関する事項 (1)委託業務の業務基準の作成 について、契約約款及び仕様書が業務基準に該当するとしている。しかし、契約約款及び仕様書と業務基準は同等のものとは考えにくく、別途業務基準を作成するか、改めて同項(1)を見直すことが望まれる。	該当部分の規定を改定しました。	改善済
143	(3)業者登録(P89)	【意見11】市立病院の業者登録システム	指名業者選定時の作業は市立病院の業者登録システムから表計算ソフトにデータを移して行っている。 表計算ソフトに移行するため、安全性、正確性に欠ける恐れがあり、情報の漏洩に繋がる恐れがある。市立病院の業者登録システムで作業を行うことが必要である。	今後は業者登録システムでの運用を行います。	改善済
143	(3)業者登録(P89)	【意見12】反社会的勢力排除の誓約	現在の競争入札参加資格申請時には、暴力団及びその関係者を排除するための文章はあるが、申請業者がこれらに該当しないという積極的に署名付きの誓約書を提出させているわけではない。 競争入札参加資格申請書類提出時に、暴力団及びその関係者には該当しない、加担しない、参加しない旨の署名付き誓約書を入手することが妥当と考える。 また、可能であれば暴力団だけでなく、反社会的勢力にまで範囲を広げることが望まれる。	暴力団関係事業者の排除を徹底する観点から、市と同様の対応を行うことを含め、引き続き検討してまいります。	検討中
143	(6)業務委託契約(P103)	【意見13】業務委託に係る業者の業務評価	市立病院の業務委託に関して、委託業者が実施した業務について評価を行っていない。 長期継続契約を締結している委託業者、高額な業務を受託している業者については、特に必要と考える。 業務委託業者の評価制度の導入を検討することが望まれる。	契約業務は市の規則要綱等により行っているため、契約課の動向を見ながら進めていきます。	検討中

頁	指摘項目	結果と意見の別	結果又は意見の内容	措置等の内容	措置状況
6.情報セキュリティ					
144	(3)組織的安全対策 (P118)	【意見 14】物理的安全管理(アカウントの管理)	<p>規程上、アカウントのたな卸について言及されていないが、アカウントの削除もれなどを防止する上で、アカウントを定期的にたな卸することは有効であり、少なくとも年1回、たな卸を実施することが望ましいと考える。</p>	<p>年に一回、アカウントのたな卸を実施します。</p>	改善済
144	(3)組織的安全対策 (P121)	【意見 15】情報システム研修の実施	<p>機密情報や個人情報の流出を防ぐためには、まず情報を扱う者の意識が重要である。</p> <p>定期的に研修を実施し、職員等の守秘義務やプライバシー保護等の意識を高めることが必要である。</p>	<p>4月採用職員については、情報システムの研修を実施しておりますが、中途採用職員等については、e-learningでの研修をするため、資料や設問を作成中です。</p>	改善中
144	(3)組織的安全対策 (P122)	【意見 16】情報システムに関する監査	<p>情報システムの管理が当初予定したとおり行われていることは、情報システムの安全性を確認する上で重要である。</p> <p>情報システムの管理者の責任として規程に従い監査を実施することが必要である。</p>	<p>今後は、監査方法や体制などを協議し、実施に向けて検討していきます。</p>	検討中

頁	指摘項目	結果と意見の別	結果又は意見の内容	措置等の内容	措置状況
7. 会計関係					
144	(3) 監査の結論 (P129)	【意見 17】リース契約書の記載内容及び会計処理	市立病院で使用している契約書は、ファイナンス・リース契約に対応した内容となっていない。リース契約の内容によってリース取引の会計処理は異なることから、正しい会計処理を行う上では、今後、ファイナンス・リース契約用の契約書フォームを作成する必要がある。また、次年度以降、リース契約時にリース契約の内容を十分に確認し、契約内容に応じた会計処理を実施しなければならない。	契約業務は市の規則要綱等により行っているため、契約課の動向を見ながら進めていきます。	検討中
144	(3) 監査の結論 (P131)	【意見 18】資産に係る控除対象外消費税等の処理方法の注記	資産に係る控除対象外消費税等の会計処理は複数認められているので、採用した会計処理を重要な会計方針に記載することが望ましい。	平成 29 年度当初予算から、採用した会計処理方法を記載しました。	改善済
144	(3) 監査の結論 (P133)	【意見 19】耐用年数決定方法	固定資産の減価償却計算の基礎となる耐用年数の適用にあたり明確な規程がない。このため、一部は地方公営企業法施行規則に規定する法定耐用年数により、一部は使用実績に基づいた耐用年数により減価償却計算を行っている。地方公営企業法施行規則に掲げられている耐用年数に従わない場合は、どのような場合に従わないのか、また従わない場合はどのような方法で耐用年数を決定するのか一定の方針を設けておくことが望ましい。	H29.4.1 より固定資産取得に伴う報告書の様式(固定資産取得報告書)を定め、地方公営企業法施行規則の規定を遵守し、固定資産を取得しシステム登録前に、報告書を提出し決裁を受けることとした。このことにより、担当者による判断ではなく一定基準に従った管理を行います。	改善済

頁	指摘項目	結果と意見の別	結果又は意見の内容	措置等の内容	措置状況
144	(3) 監査の結論 (P133)	【意見 20】減価償却費の減価償却開始時期	現状、地方公営企業法では、固定資産の取得年度の翌年度から減価償却費を計上することが認められているが、市立病院の適正な期間損益計算を行う上では、固定資産の供用開始時期(使用の当月又は翌月)から減価償却を行うことが望ましい。	地方公営企業法施行規則では、年度途中で取得した有形固定資産の減価償却については、「使用の当月又は翌月から減価償却費を計上することを妨げない」となっておりますが、原則は取得年度の翌年度から減価償却費を計上することでないと解釈するため、原則(現状)どおりの処理をします。	現状維持

※注 1☞頁は、平成 28 年度包括外部監査結果報告書のページ

※注 2☞措置等の内容欄には、平成 30 年 4 月 1 日現在、報告書で指摘を受けて執った（又は執らなかった）具体的内容（又は理由）を記入。